

焦点

今月号は、財政の健全性がどのような状況になっているかについてご説明します。



問合先
市役所財政課 (☎31-4512)

健全性はどうやって判断するの？

地方公共団体の財政の健全性を示す指標として、平成19年度以降は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく「財政健全化判断比率」が用いられています。健全化判断比率には、①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率の4つの指標があります。4つの指標全てに「早期健全化基準」が設けられていて、1つでもその基準を超える指標があれば、「財政健全化計画」を策定し、自治体自身の努力で財政の健全化を図っていくことになります。さらに、④を除く3つの指標については、「財政再生基準」が設けられていて、1つでもその基準を超える指標があれば、「財政再生計画」を策定し、国の関与を受けつつ財政の再生を図っていくことになります。

	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	11.27%	20%
②連結実質赤字比率	16.27%	30%
③実質公債費比率	25%	35%
④将来負担比率	350%	-



分かりやすく言うと、財政状況が危なくなった時点でイエローカード(早期健全化基準)で警告を与え、その自治体自らが財政再建できなければレッドカード(財政再生基準)で国の関与の下で財政再建に取り組むことになる、という制度なのです。

釧路市財政の健全性はどうなっているの？

平成24年度決算における釧路市の比率は下記のとおりとなっています。各指標は早期健全化基準を下回っていますが、実質公債費比率は前年度と比べて悪化していること、また将来負担比率も好転はしているものの依然として高い水準であることから、今後もさらなる財政の健全化に向けて取り組んでいきます。

①実質赤字比率 (全道での該当団体なし)

釧路市の基本的な会計の赤字はどのくらい？

→赤字はありません

一般会計等(一般・動物園)において、歳出に対する歳入の不足(いわゆる赤字)を、財政規模に対する割合で表したものです。釧路市は、これまで実質赤字比率は発生していません。

③実質公債費比率 (全道平均10.7%)

借金の返済にどのくらい支払っているの？

→12.0%

借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。比率は3カ年平均で算出されます。釧路市は、平成23年度決算時には11.8%だったので、0.2%悪化しています。これは、第三セクターの解散のため平成23年度に借り入れた地方債の返済開始によるものです。

②連結実質赤字比率 (全道での該当団体2団体)

釧路市全体で赤字はどのくらい？

→赤字はありません

全会計の赤字額を、財政規模に対する割合で表したものです。釧路市は、平成22年度以降、連結実質赤字比率は発生していません。

④将来負担比率 (全道平均75.1%)

今後どのくらい負担が見込まれるの？

→158.4%

借入金(地方債)や契約などで支払いを約束したもののなど、現在抱えている負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。釧路市は、平成23年度決算時には166.5%だったので、8.1%好転しています。これは過去に借り入れた地方債の返済が一部終了して、残高が減少したことなどによるものです。